

南部箕蚊屋広域連合規約

平成11年7月30日 規約第1号

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、南部箕蚊屋広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、南部町、伯耆町及び日吉津村（以下「関係町村」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、関係町村の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 介護保険に係る事務に関すること。ただし、要介護認定及び要支援認定に係る事務のうち、審査及び判定に関するものを除く。
- (2) 老人福祉計画の広域化のための調査研究に関すること。
- (3) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35条）
第2条の規定により広域連合が処理することとされた事務に関すること。

(広域連合の作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次の項目を記載するものとする。

- (1) 介護保険に係る事務に関すること。ただし、要介護認定及び要支援認定に係る事務のうち、審査及び判定に関するものを除く。
- (2) 老人福祉計画の広域化のための調査研究に関すること。
- (3) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35条）
第2条の規定により広域連合が処理することとされた事務に関すること。
- (4) 広域計画の期間及び改定に関すること。
- (5) 前各号に掲げる事務についての関係町村等との連絡調整に関すること。

(広域連合の事務所)

第6条 広域連合の事務所は、鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1に置く。

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、10人とする。

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、関係町村の議会の議員のうちから、関係町村の議会において選挙する。

2 関係町村において選挙すべき広域連合議員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 南部町 4人
- (2) 伯耆町 4人
- (3) 日吉津村 2人

3 関係町村の議会における選挙については、地方自治法第118条第1項の例による。

4 広域連合の議会の解散があったとき又は広域連合議員に欠員が生じたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、関係町村の議会の議員としての任期による。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(広域連合の執行機関の組織)

第11条 広域連合に、広域連合長、副広域連合長2人及び会計管理者を置く。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

第12条 広域連合長は、関係町村の長のうちから、関係町村の長が投票によりこれを選挙する。

2 前項の選挙は、広域連合の事務所において行うものとする。

3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

4 副広域連合長は、広域連合長以外の関係町村の長をもって充てる。

5 会計管理者は、広域連合長がこれを任命する。

(広域連合の執行機関の任期)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、関係町村の長としての任期による。

(補助職員)

第14条 広域連合に、第11条に規定するもののほか、この広域連合に必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)

第15条 広域連合に、選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、関係町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有する者の中から、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第16条 広域連合に、監査委員2人を置く。

2 監査委員は、人格が高潔で、広域連合の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次の項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

(1) 関係町村の負担金

(2) 事業収入

(3) 国及び県の支出金

(4) 地方債

(5) その他

2 前項第1号に規定する負担金の額は、広域連合の予算において定めるものとし、その負担割合は、別表のとおりとする。

(規則への委任)

第18条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

この規約は、鳥取県知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成12年8月1日)

この規約は、平成12年8月1日から施行する。

附 則 (平成16年9月30日規約第1号)

(施行期日)

1 この規約は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 南部箕蚊屋広域連合規約第17条第1項第1号に規定する平成16年度負担金は、平成16年4月1日現在の構成町村が別表で算定した額を負担するものとし、当該年度に町村合併があった場合は、合併前の町村が負担することとされた額を合算して得た額を合併後の町村が負担するものとする。

附 則 (平成16年12月28日規約第2号)

この規約は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月28日規約第1号)

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年1月1日規約第1号)

この規約は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日規約第1号)

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月7日告示第9号)

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日告示第9号)

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第17条関係）

1 広域連合経費

(1) 共通経費

項 目	負 担 割 合
均 等 割	10%
高齢者人口割	90%

(2) 介護保険給付及び地域支援事業に要する経費

項 目	負 担 割 合
均 等 割	10%
給 付 費 割	90%

備考

ア 高齢者人口割は、前年度の3月31日現在の住民基本台帳人口による。

イ 介護保険給付及び地域支援事業に要する経費の給付費割は、前年度の関係町村の実績額による。ただし、地域支援事業に要する経費のうち関係町村ごとに区分できない経費については、事業を実施した前年度の3月31日現在の高齢者人口の割合により按分するものとする。

ウ 共通経費は、介護保険給付及び地域支援事業に要する経費以外の経費とする。

(3) 特定町村が負担すべき経費

特定町村が負担すべき経費は、負担割合にかかわらず関係町村の負担とする。

2 派遣職員人件費

関係町村職員の人件費は、1の規定にかかわらず派遣町村の負担とする。